

1. 地方創生・まちづくり－機動的かつ柔軟な地域づくり－

No.	提案主体 (関係府省)	事項	実現内容等及び効果
1	名張市、北海道、群馬県、九州地方知事会 (文部科学省)	公立博物館等について地方公共団体の選択により、教育委員会から首長部局への移管を可能とする見直し (地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法、図書館法、博物館法)	現在、教育委員会が所管することとなっている博物館、図書館、公民館をはじめとする公立社会教育施設について、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、地方公共団体の選択により首長部局へ移管することを可能とすることにより、移管された当該地方公共団体においては、観光・地域振興分野やまちづくり分野を担う首長部局で一体的に所管できるようになり、社会教育の更なる振興はもとより、文化・観光振興や地域コミュニティの持続的発展等が図られる。<26、29年フォローアップ案件含む> 【法律改正】
2	横浜市 (警察庁)	搭乗型移動支援ロボット(セグウェイ等)の公道実証実験における走行に必要な国際運転免許証等の免許区分の明確化 (道路交通法)	訪日外国人がセグウェイ等を運転するために必要な運転免許について、国際運転免許証又は外国運転免許証で運転することができる場合を明確化し、セグウェイ等を活用した地域の観光振興に資する。 【通知等】
3	青森県、秋田県、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村、福島県、栃木県、群馬県、新潟県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、九州地方知事会 (農林水産省)	農地中間管理事業に係る制度の見直し (農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業の推進に関する法律)	農地中間管理事業に係る制度について、農用地利用配分計画の案の縦覧を廃止すること、農地中間管理機構が行う単純な業務の委託に係る都道府県知事の事前承認を不要とすること、農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を市町村単位で一括して行うことができる仕組みを構築することについて検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

1. 地方創生・まちづくり – 機動的かつ柔軟な地域づくり –

No.	提案主体 (関係府省)	事項	実現内容等及び効果
4	酒々井町、全国町村会 (国土交通省)	町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止 (都市計画法)	町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議については、運用指針で定められた協議に当たっての留意事項を、都道府県が市町村と調整の上定める協議ルールに位置付ける取組を更に進め、その定着状況を確認の上、2019年度を目途に必要な措置を講じ、同意を廃止する。これにより、市と同様に協議のみとすることで、町村がより主体的に都市計画決定を行えるようになり、地域におけるまちづくりに資する。<26年フォローアップ案件> 【法律改正】
5	指定都市市長会 (総務省、文部科学省)	公立大学法人の所有する土地等の第三者貸付要件の見直し (地方独立行政法人法)	公立大学法人が所有する土地等について、国立大学法人と同様、大学業務及び当該業務の附帯業務に該当しない第三者への貸付けを可能とすることにより、資産の有効活用による自己収入の確保が可能となることで、各公立大学法人の強みや特色を生かした取組を行うために必要な財政基盤の強化が図られ、各公立大学法人の教育研究水準の向上に資する。 【法律改正等】

平成30年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

1. 地方創生・まちづくり – 機動的かつ柔軟な地域づくり –

No.	提案主体 (関係府省)	事項	実現内容等及び効果
6	茨城県、日立市、土浦市、古河市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、鹿嶋市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、栃木県、群馬県、新潟県、埼玉県、川越市、所沢市、狭山市、坂戸市、伊奈町、小鹿野町、美里町、東京都、広島市、広島県 (総務省)	電子マネーを利用した公金収納の取扱いの明確化 (地方自治法)	地方公共団体による使用料又は手数料の徴収について、電子マネーの取扱いが可能であることを明確化し、支払方法を多様化することにより住民や観光客の利便性の向上を図る。 【通知】
7	高知県、愛媛県 (文部科学省)	高等学校におけるオンデマンド教材を使用した授業の実施要件の明確化 (学校教育法)	高等学校の授業におけるオンデマンド教材の使用について、生徒がいる教室内に当該教科の免許状を保有する教員がいる場合には、その使用が可能であることを明確化することにより、中山間地域の小規模校等の生徒が多様かつ高度な授業を受けることが可能となり、進学を希望する生徒の教育環境の充実に資する。 【通知】

平成30年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

1. 地方創生・まちづくり – 機動的かつ柔軟な地域づくり –

No.	提案主体 (関係府省)	事項	実現内容及び効果
8	千葉県 (国土交通省)	鉄道事業者・一般乗合旅客自動車運送事業者に関する情報について地方公共団体に提供する仕組みの構築 (鉄道事業法、道路運送法)	<p>国土交通大臣に報告する事業報告書及び実績報告書に含まれる一般乗合旅客自動車運送事業者や鉄道事業者の情報について、あらかじめ提供可能な情報を明確にした上で、地方公共団体から国土交通省に情報提供の依頼があった場合には、国土交通省から当該提供可能な情報について当該地方公共団体に対し速やかに提供する仕組みを構築するとともに、公共交通事業者に係る情報について、地方公共団体への情報提供に可能な限り協力するよう公共交通事業者に通知すること、地方公共団体と公共交通事業者が連携して地域公共交通に係る施策の策定及び実施に資する情報の共有及び活用に取り組んでいる事例について地方公共団体に周知することにより、地域公共交通の維持・確保に資する。</p> <p>【通知等】</p>

平成30年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

1. 地方創生・まちづくり – 機動的かつ柔軟な地域づくり –

No.	提案主体 (関係府省)	事項	実現内容等及び効果
9	鳥取県、京都府、京都市、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県、全国知事会、全国市長会、全国町村会 (国土交通省)	自家用有償旅客運送による少量貨物運送の手續・要件の見直し (道路運送法)	<p>自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る許可については、以下のとおりとすることによって、地域の実情に応じた自家用有償旅客運送の円滑な実施に資する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村及び関連性が高いと考えられる貨物自動車運送事業者(又はそれを代表し得る者)等を構成員に含む協議会等(地域公共交通会議を含む。)の場で協議が調った場合には、運輸支局長が対象地域を判断するに当たって必要に応じて行うこととしている関係者からの意見の聴取を要しないこととし、地方運輸局に2018年度中に通知する。 ・地方公共団体及び地方運輸局に対する情報提供により、当該許可の迅速かつ柔軟な運用に努める。 ・当該許可の在り方については、自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る運送の実態やニーズの動向等を検証しつつ、引き続き検討する。 <p>【通知等】</p>
10	全国知事会、全国市長会、全国町村会 (国土交通省)	市街化調整区域において区域運行事業等の用に供する施設を設置する場合の手續の見直し (都市計画法)	<p>地方公共団体が主体的に計画し、地域公共交通会議等の議を経て地域住民の生活に必要な旅客運送を確保するものとして運行するコミュニティバスの用に供する施設については、開発許可が不要な建築物である、地方公共団体が直接その事務又は事業の用に供する施設に該当し得る旨を、2018年度中に地方公共団体へ通知することによって、地域にとって必要とされている多様な交通形態の導入・検討の円滑化に資する。</p> <p>【通知等】</p>

平成30年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

1. 地方創生・まちづくり – 機動的かつ柔軟な地域づくり –

No.	提案主体 (関係府省)	事項	実現内容等及び効果
11	八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町 (内閣府)	被災者の災害援護資金の借受け及び返済の円滑化 (災害弔慰金の支給等に関する法律)	市町村の判断で保証人を立てることなく災害援護資金の貸付けを行うことを可能とし、被災者の借受けの円滑化に資する。 また、市町村の判断で被災者の返済能力に応じた災害援護資金の貸付けとすることを可能とし、被災者が無理なく返済できるようにすること等に資する。 【政令改正等】
12	熊本市 (内閣府)	災害援護資金の返済方法に係る被災者の選択肢の拡大 (災害弔慰金の支給等に関する法律)	災害援護資金の返済方法として市町村の判断で月賦償還についても認めることとし、被災者の返済方法の選択肢の拡大に資する。 【政令改正】

平成30年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

2. 子育て・医療・福祉 — 地域の実情に合わせたサービス提供 —

No.	提案主体 (関係府省)	事項	実現内容等及び効果
1	豊田市、うるま市、九州地方知事会、長洲町、岐阜県、本巢市、中津川市、全国知事会、全国市長会、全国町村会、出雲市、栃木県、松山市、広島市 (文部科学省、厚生労働省)	放課後児童クラブに係る「従うべき基準」等の見直し (児童福祉法)	放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る「従うべき基準」については、子どもの安全性の確保等一定の質の担保をしつつ、地域の実情を踏まえて、「参酌すべき基準」とする。<28、29年フォローアップ案件含む> 【法律改正等】
2	大阪市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県 (内閣府、厚生労働省)	お盆・年末年始等における共同保育の実施 (児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)	利用児童の少ないお盆・年末年始等において共同保育※が実施可能であることが明確化されることにより、保育士等の勤務環境の改善や事業者の負担軽減が図られ、保育士等の就労促進や定着率の向上に繋がる。 ※利用児童が少ない場合において、近隣の保育所等が連携し、1カ所の保育所等で保育を行うこと。 【通知】
3	萩市 (厚生労働省)	へき地における管理薬剤師の兼務許可要件の見直し (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等)	へき地における薬局の管理者の兼務要件については、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会での薬局・薬剤師の在り方に関する議論を踏まえて検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

2. 子育て・医療・福祉 —地域の実情に合わせたサービス提供—

No.	提案主体 (関係府省)	事項	実現内容等及び効果
4	鳥取県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟 (厚生労働省)	児童養護施設等の児童指導員の資格要件に幼稚園教諭を追加 (児童福祉法)	児童養護施設等の児童指導員の資格要件については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)を2018年度中に改正し、幼稚園教諭の免許状を有する者を加える。これにより、安定的な運営のために必要な人材の確保を図る。 【省令改正】
5	九重町、豊中市、館山市、九州地方知事会 (内閣府、文部科学省、厚生労働省)	幼保連携型認定こども園の保育教諭に係る経過措置規定の延長 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、教育職員免許法)	幼保連携型認定こども園について、平成31年度末まで設けられている保育教諭となることができる者の要件に係る経過措置期間(保育士と幼稚園教諭普通免許の両資格を持つことが保育教諭となる要件であるところ、片方の資格保有者でも保育教諭となることができる)が延長されることにより、計画的な資格取得の促進や同施設の安定的な運営のために必要な人材の確保に繋がる。 【法律改正】
6	大阪市、京都市、堺市、箕面市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県 (厚生労働省)	育児休業等の延長に係る手続の見直し (児童福祉法、雇用保険法、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)	保育所等に入れない場合の育児休業等の延長の手続に関連して、保育所等の利用調整に当たっての運用上の工夫が国から地方公共団体に提示されることにより、公平な利用調整が図られる。 【通知】

平成30年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

2. 子育て・医療・福祉 —地域の実情に合わせたサービス提供—

No.	提案主体 (関係府省)	事項	実現内容等及び効果
7	所沢市、那覇市 (厚生労働省)	介護認定に係る調査事務 を委託する際の職員の資 格要件の見直し (介護保険法)	要介護認定に係る調査については、指定市町村事務受託法人が当該調査を行う場合に、介護支援専門員以外の者にも当該調査を行わせることについて、その影響等を考慮しつつ検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【省令改正】

平成30年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

3. 地方分権改革の取組強化等 ー国・地方の役割分担ー

No.	提案主体 (関係府省)	事項	実現内容等及び効果
1	兵庫県、滋賀県、大阪府、堺市、明石市、鳥取県、徳島県、関西広域連合 (厚生労働省)	療育手帳の交付決定権限の都道府県から児童相談所を設置している中核市への移譲 (療育手帳制度要綱)	療育手帳の交付の可否を決定する権限について、児童相談所を設置している中核市において療育手帳の交付に係る決定が可能であることを明確化し、その旨を地方公共団体に2018年度中に周知する方向で検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【通知改正】
2	山梨県 (経済産業省)	経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対する危険等防止命令の都道府県への権限付与 (電気工事業の業務の適正化に関する法律)	電気工事による危険及び障害の発生の防止のための措置について、都道府県による地域の実情に沿った対応を可能とするため、電気工事に起因する波及事故の発生状況等に関して必要な調査を行った上で都道府県の意見も踏まえ、都道府県への並行権限付与等の国・都道府県の連携強化措置の在り方を検討する。
3	神奈川県 (国土交通省)	建設業の許可申請等に係る都道府県経由事務の廃止【P】 (建設業法)	二以上の都道府県の区域にわたる建設業の国土交通大臣に対する許可申請等について、都道府県経由事務を廃止することにより、許可申請者等の利便性向上や地方公共団体の事務負担軽減に資する。<29年フォローアップ案件>【P】 【法律改正】

平成30年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

3. 地方分権改革の取組強化等 ー国・地方の役割分担ー

No.	提案主体 (関係府省)	事項	実現内容等及び効果
4	愛知県 (消費者庁)	食品の特別用途表示の許可申請に係る都道府県經由事務の廃止 (健康増進法)	申請者が内閣総理大臣に対して行う食品の特別用途表示の許可申請について、都道府県經由事務を廃止することにより、申請における迅速な手続による申請者の利益及び都道府県の事務軽減に資する。 【法律改正】

平成30年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等 (行政事務の効率化・迅速化に資する提案(主なもの))

No.	提案主体 (関係府省)	事項	実現内容等及び効果
1	京都府、滋賀県、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、八幡市、京田辺市、京丹後市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県 (総務省)	健全化判断比率等の算定・報告事務の効率化 (地方公共団体の財政の健全化に関する法律)	地方公共団体の健全化判断比率・資金不足比率の算定及び報告について、総務省の保有するシステムから算定に必要なデータを抽出し、所定の様式に自動転記して提供することで、地方公共団体の負担軽減に資する。
2	神奈川県、千葉県、山梨県 (厚生労働省)	公共職業訓練に係る書類の記載事項の見直し (雇用保険法)	公共職業訓練等受講届・通所届及び公共職業訓練等受講証明書における、職業能力開発校等の長の氏名の記載を不要とすること及び証明事務の範囲を明確化することにより、人事異動時期を中心に地方公共団体の負担軽減に資する。 【省令改正】
3	神奈川県 (総務省)	地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査の事務負担軽減 (地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査)	地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査については、調査様式及び項目の整理、WEB会議方式を導入したヒアリングの実施を行うことで、地方公共団体の負担軽減に資する。 【要領改正】

平成30年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等 (行政事務の効率化・迅速化に資する提案(主なもの))

No.	提案主体 (関係府省)	事項	実現内容等及び効果
4	群馬県、茨城県、栃木県、新潟県 (国土交通省)	道路の隅切りの廃止に伴う都市計画の変更手続の簡素化 (都市計画法)	<p>他の都市計画道路の廃止に伴い、当該道路に交差する一般国道に属する隅切り※を廃止する場合の都市計画の変更につき、軽易な変更として国土交通大臣への協議を不要とすることで、都市計画道路の適時適切な見直しに資する。</p> <p>【省令改正】</p> <p>※見通しや交通の円滑化のため、交差点の角を斜めに切り取った形にすること</p>
5	大阪府、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 (厚生労働省)	保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際の財産処分手続に係る添付書類の簡素化 (補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律)	<p>保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する場合の建物の財産処分手続について、対象施設の写真等の添付の省略及び代替を可能とすることで、手続の簡素化・迅速化に資する。</p> <p>【通知改正】</p>
6	愛知県 (国土交通省)	国土利用計画法に基づく土地売買等届出に係る副本提出の義務付け廃止 (国土利用計画法)	<p>土地売買等の事後届出の受理について、条例による事務処理特例制度により権限を移譲されている市区町村が行う場合は、都道府県との間で届出内容等の情報共有が行われている場合には、副本※の書類提出を不要とすることで、届出者及び市区町村の負担軽減に資する。</p> <p>※一般的には市区町村経由で都道府県に届け出るため、都道府県分と市区町村分として、正本と副本の2部の提出が必要となる。</p> <p>【通知】</p>